

稲佐山山頂電波塔ライトアップ設備修繕 仕様書

1 概要

本修繕は、稲佐山山頂の電波塔3塔（NHK局舎・FM局舎・民放局舎）に設置してある、被雷により破損したライトアップ設備の修理を行い、復旧させることを目的とするものである。

- (1) 件名 稲佐山山頂電波塔ライトアップ設備修繕
- (2) 履行期間 契約締結日～令和7年1月31日（金）
- (3) 履行場所 長崎市稲佐町364番地 ほか



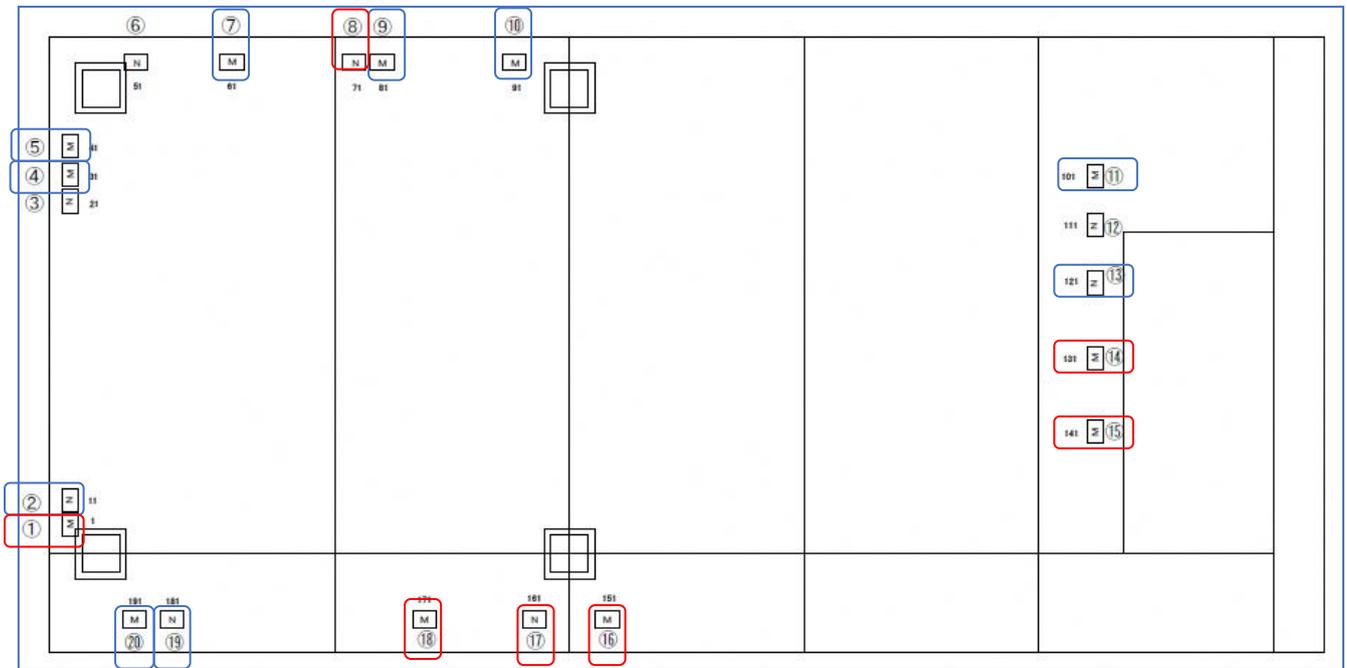
2 修繕内容（照明器具型式：DELTA 8 B FC）

(1)NHK 局舎

■修繕にかかる数量

名称	数量
パワーサプライ	7 式
LED ドライブ基板	7 式
ディスプレイ基板	7 式
ディスプレイ基板接続ケーブル	7 式
冷却ファン	7 式
DMX 通信基板	7 式
LED パネル	17 式

■配置図（NHK 局舎）



※17 基破損（全部破損 7 基、一部（LED パネル）破損 10 基）

〔赤枠〕 全部破損：①・⑧・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱

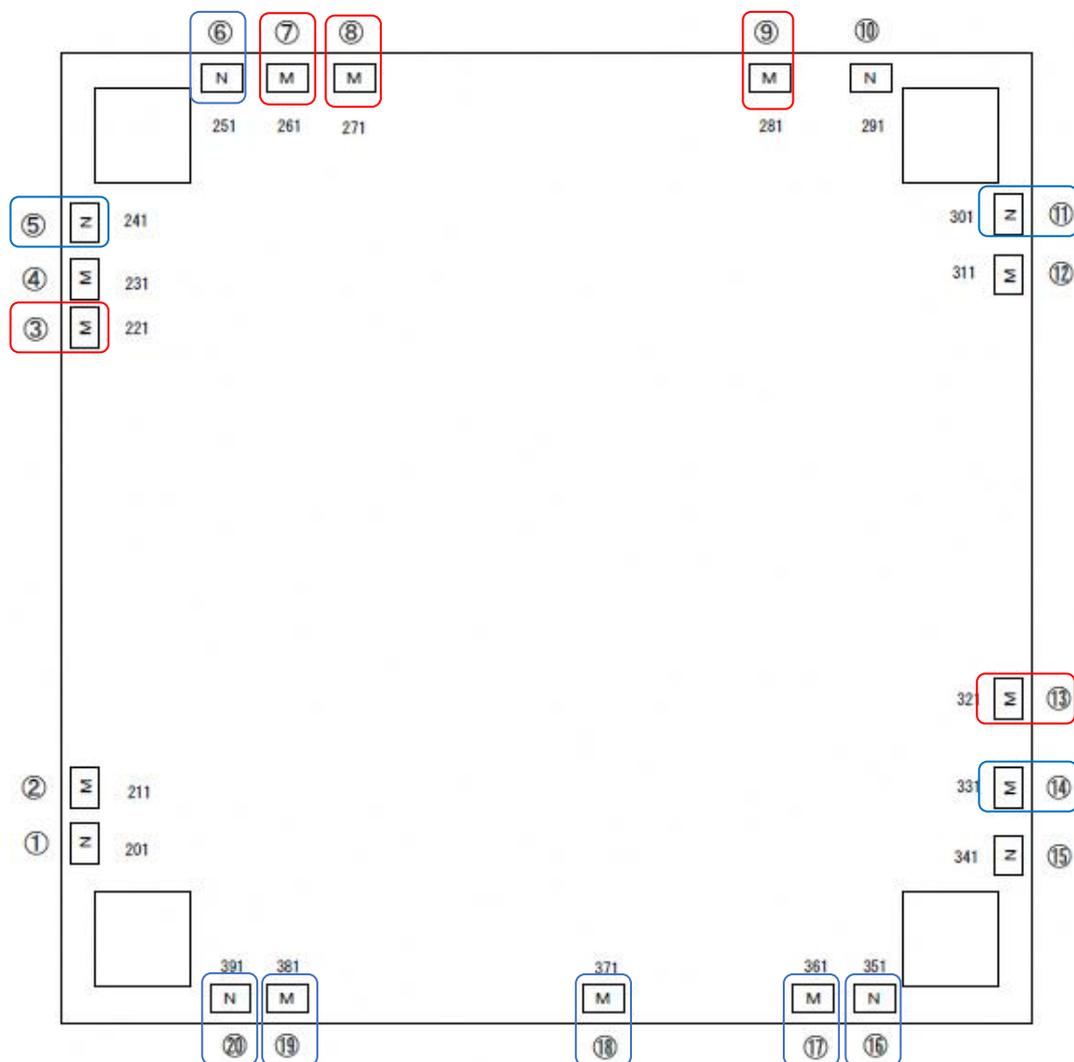
〔青枠〕 一部破損：②・④・⑤・⑦・⑨・⑩・⑪・⑬・⑲・⑳

(2)FM 局舎

■修繕にかかる数量

機器名称	数量
パワーサプライ	5 式
LED ドライブ基板	5 式
ディスプレイ基板	5 式
ディスプレイ基板接続ケーブル	5 式
冷却ファン	5 式
DMX 通信基板	5 式
LED パネル	14 式

■配置図 (FM 局舎)



※14 基破損 (全部破損 5 基、一部 (LED パネル) 破損 9 基)

〔赤枠〕 全部破損 : ③・⑦・⑧・⑨・⑬

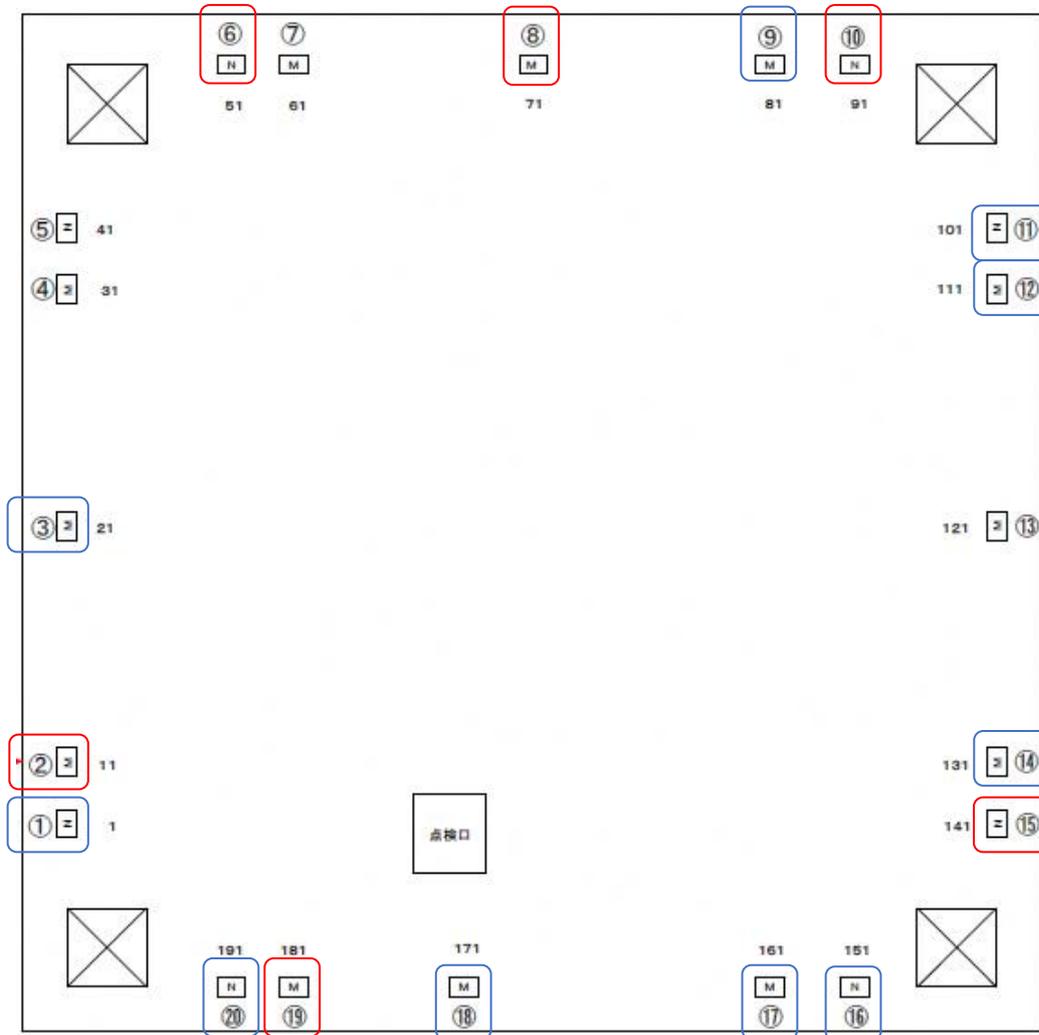
〔青枠〕 一部破損 : ⑤・⑥・⑪・⑭・⑯・⑰・⑱・⑲・⑳

(3)民放局舎

■修繕にかかる数量

機器名称	数量
パワーサプライ	6 式
LED ドライブ基板	6 式
ディスプレイ基板	6 式
ディスプレイ基板接続ケーブル	6 式
冷却ファン	6 式
DMX 通信基板	6 式
LED パネル	16 式

■配置図 (民放局舎)



※13 基破損 (全部破損 6 基、一部 (LED パネル) 破損 10 基)

[赤枠] 全部破損 : ②・⑥・⑧・⑩・⑮・⑲

[青枠] 一部破損 : ①・③・⑨・⑪・⑫・⑭・⑯・⑰・⑱・⑳

(4) 各局舎合計

機器名称	数量
パワーサプライ	18 式
LED ドライブ基板	18 式
ディスプレイ基板	18 式
ディスプレイ基板接続ケーブル	18 式
冷却ファン	18 式
DMX 通信基板	18 式
LED パネル	47 式

※その他、「照明器具の修繕費」「機材等運送費」「製造メーカー立会費」「鉄塔所有者立会費」「システム作動確認立会費」等の費用を要する。

(5) 業務の分担について

機器名称	長崎市	受注者	製造メーカー (代理店含む)
故障機器 (47 台) の撤去 (配線処理・積込み含む)		○	
撤去した機器 (47 台) の製造メーカーへの搬入、機器修繕 (47 台)、修繕した機器 (47 台) の現地への搬入			○
電波塔管理者等との調整 (施工日程等)	○		
修繕した機器 (47 台) の再設置 (配線処理・結線含む)		○	
修繕した機器の設置に係る技術的指導			○
機器再設置後の点灯試験		○	○

※上記の業務を含めた全ての経費を受注者において負担する。

3 特記事項

- (1) 現場作業に当たっては、観光客、作業員等の安全には特に配慮し、作業を途中で終了する場合は、現場の安全対策と養生を充分に行い、事故の無いよう心がけること。
- (2) 現場管理については、労働基準法、労働安全衛生規則、その他関係法規に従い、安全第一で施工すること。
- (3) 本修繕における電気工事については、電気工事業業者（電気工事士）による施工とすること。
- (4) 特に安全防護服の着用は厳守すること。また、施工中における第三者への危険防止には特に留意すること。
- (5) 隣接工事等がある場合は、連絡を密に行い、円滑な進捗を心がけること。

- (6) 本修繕着手に当たっては、事前調査を行い、現場を十分に把握すること。
- (7) 各局舎内へ立ち入った作業（機器取り外しや再取付等）の際は、鉄塔所有者との立会等にかかる事前調整が必要であるため、遅くとも2週間前までに発注者（長崎市観光政策課）へ連絡すること。なお、各局舎への立入にかかる鉄塔所有者との調整は、発注者が行う。また、作業に当たっては、9時から17時までの間で行うこと。また、本業務の施工方法等については、事前に各鉄塔管理者へ説明の上、実施すること。
- (8) 照明設備は、照明の点灯パターンや点灯角度等について監修を受け設置しているものであるため、取り外し作業初日及び再取付作業初日・最終日は、製造業者立会いのもと作業を行うこと。また、取り外し作業初日に、製造業者含めて再度設備の破損状況を確認し、速やかに発注者へ報告すること。
- (9) 機器取り外し後、照明器具直下のプルボックスで送り配線を行い、取り外しを行わない（破損していない）器具は、夜間の仮設点灯が行えるようにすること。
- (10) 照明器具の修繕は製造メーカー（ウシオライティング株式会社）にて行い、修繕完了後、速やかに据付・結線を行うこと。
- (11) 取り外しの際には、再取付時と同じ場所、同じ角度に取付を行うことができるよう、設置器具の位置及び設置角度（X軸、Y軸）の記録を行うこと。なお、再取付最終日の角度調整等についても、製造業者立会いのもと行うこと。
- (12) 受注者は、本修繕において現設備の機能に影響を与えないように十分留意するとともに、施設を損傷又は汚損した場合、受注者の負担で原形に復すること。
- (13) 本修繕に係る関係者、機材及び業務に起因する第三者の損害等に係る保険については、受注者で加入すること。
- (14) 見積金額には現場立会費、運搬費等原状復旧にかかる全ての経費を含むものとする。
- (15) 本修繕にかかる発注者への提出書類は、次のとおりとする。
修繕工程表 1部、修繕写真帳 1部、修繕報告書 1部
- (16) 写真撮影は着工前、施工中、完成時に行い、黒板等に修繕名、撮影対象名、修繕内容等を明記し撮影すること。
- (17) 機器については、既存機器と同等品以上とし、事前に正常に作動するか確実に確認を行うこと。
- (18) 本仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度協議すること。
- (19) ライトアップ設備等の設置及び撤去にあたっては、別途実施のライトアップ設備雷対策施工業者と協議及び調整のうえ行うこと。

4 担当

〔契約、鉄塔所有者との調整等に関すること〕

長崎市文化観光部観光政策課（発注者） 大井手

TEL：095-829-1152 FAX：095-829-1232

〔技術的・専門的内容に関すること〕

長崎市建築部設備課 伊達木 松本

TEL：095-829-1188